

札幌第 2657 号
平成 27 年（2015 年）8 月 24 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

特別支援学校等在学生に係るグループホームの体験利用 及び日中活動サービスの利用について

本市では、特別支援学校等在学生に係るグループホームの体験利用及び日中活動サービスの利用について、学校卒業後の積極的な制度活用を促す観点から、翌春に卒業を予定している 3 年生の長期休暇に限り利用を認めているところです。

平成 27 年 4 月から、就労継続支援 B 型の経過措置が終了したことにより、就労経験があり年齢や体力等により雇用の継続が困難となった者、障害年金 1 級受給者、50 歳以上の者以外が就労継続支援 B 型の利用を希望する場合、事前に就労移行支援事業所において就労アセスメントを行うことが必須となりました。

これを受けて、特別支援学校等在学生における就労移行支援の利用時期を拡大し、卒業後の円滑な就労継続支援 B 型の利用が可能となるよう、取扱いを再整理することといたしました。

つきましては、特別支援学校等在学生に係るサービス利用の取扱いを下記のとおり整理しましたので通知します。

記

1 本市の取扱い

- (1) グループホームの体験利用は、学校在学中であっても利用を可能とする。
- (2) 日中活動サービスの利用は、夏季及び冬季の長期休暇期間内に限り、下記のサービス利用を可能とする。

なお、就労継続支援 B 型の利用に係る就労アセスメントを目的に就労移行支援の利用を希望する場合は、長期休暇期間外であっても利用を可能とする。（授業の一環として行われる実習期間を含む）

- ・ 介護給付費：生活介護
- ・ 訓練等給付費：自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型

※ 訓練等給付費は、障がい者が地域生活を行うための一定期間提供される訓練的支援という性質のものであるため、卒業後のサービス利用の適否を判断することを目的とし、学校在学中は暫定支給のみを行う（就労継続支援 B 型は暫定支給決定を行わないため、在学中の利用は認めない。）。

- (3) 日中活動サービスを利用する場合であっても、放課後等デイサービスの利用を

可能とする。ただし、日中活動サービスと放課後等デイサービスを同日に利用することはできない。

※ 利用年齢に関する特例により放課後等デイサービスを利用する場合には、生活介護等の日中活動サービスを受けることができないことを条件としているが、在學生に係る日中活動サービスの利用については、一時利用であることを踏まえ、日中活動サービスとの併用を特例的に認めることとする。

2 事務手続き

本取扱いによる支給決定は、通常の実給決定と同様であり、事務処理等に変更はない。

3 留意事項

- (1) 本通知の主旨は、学校在学期間中から地域での日常生活を体験することによって、学校卒業後の円滑な制度利用を促すことを目的としていることから、原則、翌春に卒業を予定している3年生のみを本取扱いの対象とする。
- (2) 訓練等給付における日中活動サービスの提供を行った場合には、通常の実給決定と同様、「利用者のアセスメント内容」「個別支援計画」「計画に基づく支援実績」「計画に基づく評価結果」をとりまとめた書類（以下、「支援計画等」という。）を区保健福祉部に提出することとなるため、サービス提供終了後14日以内に支給決定を受けた各区保健福祉部へ支援計画等を提出すること。また、就労継続支援B型に係る就労アセスメントを目的に就労移行支援を利用した場合は、上記の支援計画等の提出は不要だが、「就労アセスメントに係る事業者意見書」を提出すること。
- (3) 本通知の発出に伴い、「特別支援学校等在學生に係るグループホーム等の体験利用及び日中活動サービスの利用について（平成24年6月27日付け自立支援担当課長通知）」を廃止する。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：石橋 TEL：011-211-2938 FAX：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
